

岐阜市北部プラントほか4施設電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市北部プラントほか4施設で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者が指定する場所
- (3) 供給施設 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 下水道施設（処理場、ポンプ場）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,000V
 - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙2のとおり
- (3) 供給期間
令和5年3月の検針日から令和6年3月の検針日の前日まで
- (4) 電力計及び検針方法
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）のものである。）
 - イ 検針日または検針日程 別紙1のとおり
- (5) 需給地点及び責任分界点
各施設の構内引込第1柱上開閉器
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (8) 自家発電設備、太陽光発電設備等の有無 別紙1のとおり

3 料金の請求

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
 - ウ 電力量料金＝使用電力量×（電力量料金契約単価＋燃料費調整単価）
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - カ 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、**岐阜市を供給区域とする旧一般電気事業者**が定める供給条件（高圧）に準ずる。
 - キ 契約電力および最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ク 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ケ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - コ 基本料金及び電力量料金の各小計は小数点以下第2位までとし、小数点以下第3位で四捨五入する。
 - サ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

シ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の請求は、書面で施設ごとに別紙1の請求書送付先へ送付すること。

(WEBでの対応不可)

イ 請求書には内訳(最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等)を記載もしくは添付すること

ウ 支払方法は納付書または口座振込とする。

4 その他特記事項

- (1) 検針日について、受注者が変更を希望する場合、受注者と一般送配電事業者の協議において変更可能であれば、発注者は協議に応じる。ただし、検針日の変更の適用は供給開始月の翌月からとし、供給開始月の基本料金は日割り計算とする。
- (2) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議のうえ定めるものとする。

仕様書 別紙1 需給場所一覧

No.	施設名	住 所	附属設備	契約種別	検針日または 検針日程	請求書送付先
1	北部プラント	岐阜市西中島6丁目3番25号	非常用自家発電機 875kVA	1	1日	北部プラント
2	中部プラント	岐阜市祈年町4丁目1番地	非常用自家発電機 875kVA	1	1日	中部プラント
3	南部プラント	岐阜市南鷓6丁目78番地	非常用自家発電機 1,500kVA	1	1日	南部プラント
4	北西部プラント	岐阜市曾我屋8丁目77番地	非常用自家発電機 625kVA	2	12日程	北部プラント
5	須賀ポンプ場	岐阜市須賀1丁目4番6号	非常用自家発電機 100kVA	3	10日程	南部プラント

仕様書 別紙2 月別予定使用電力量

No.	施設名	契約電力 (kW)	月別予定使用電力量(kWh)												合計	
			区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		12月
1	北部プラント	1,150	昼間	277,000	267,000	293,000	270,000	247,000	311,000	154,000	145,000	132,000	291,000	272,000	278,000	2,937,000
			夜間	336,000	297,000	312,000	298,000	350,000	303,000	327,000	295,000	304,000	302,000	300,000	319,000	3,743,000
			重負荷							157,000	147,000	135,000				439,000
2	中部プラント	640	昼間	137,000	129,000	148,000	136,000	127,000	154,000	75,000	79,000	68,000	153,000	138,000	145,000	1,489,000
			夜間	143,000	120,000	134,000	137,000	157,000	128,000	142,000	145,000	141,000	130,000	136,000	138,000	1,651,000
			重負荷							86,000	90,000	79,000				255,000
3	南部プラント	1,200	昼間	296,000	295,000	333,000	302,000	253,000	290,000	134,000	154,000	149,000	351,000	303,000	325,000	3,185,000
			夜間	356,000	335,000	350,000	342,000	328,000	285,000	307,000	337,000	339,000	354,000	345,000	367,000	4,045,000
			重負荷							148,000	165,000	159,000				472,000
4	北西部プラント	395	昼間	86,000	92,000	88,000	88,000	84,000	93,000	66,000	46,000	51,000	73,000	95,000	87,000	949,000
			夜間	97,000	87,000	81,000	94,000	99,000	87,000	89,000	92,000	92,000	121,000	88,000	89,000	1,116,000
			重負荷							20,000	53,000	57,000				130,000
5	須賀ポンプ場	48	その他季	9,200	9,000	8,100	9,000	8,800	9,200				8,900	8,600	8,200	79,000
			夏季							9,800	10,100	9,700				29,600
合計				1,737,200	1,631,000	1,747,100	1,676,000	1,653,800	1,660,200	1,714,800	1,758,100	1,715,700	1,783,900	1,685,600	1,756,200	20,519,600

※ 北西部プラント及び須賀ポンプ場の契約電力は500kW未満であるため実量制とし、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。表中の値は令和4年8月の検針日における当該施設の契約電力である。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。

※ 重負荷時間とは夏季の10時から17時までの時間をいう。昼間時間とは8時から22時までの時間をいう。ただし、重負荷時間を除く。

夜間時間とは重負荷時間及び昼間時間以外の時間をいう。一般送配電事業者が託送約款等で定める休日（日曜日、「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日）は、終日夜間時間の料金を適用する。

※ 力率は検針による。

※ 使用電力量は予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。